

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が「社会保険事務所より収受した障害年金に関する通知文書」の一部を非公開としたことは一部について妥当でなく、別表に掲げる「非公開が妥当である部分」を除いた残りの部分は公開すべきである。

2 実施機関の説明の要旨

公文書公開請求に係る文書（以下「本件公文書」という。）についての市長の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公文書について

ア 国民年金給付裁定者一覧表の送付について（豊橋市長あて）

国民年金法（以下「法」という。）第16条の規定により受給権者の請求に基づき国民年金の給付を裁定された者の一覧表の送付について豊橋市長あての通知文である。

イ 国民年金裁定者一覧表（豊橋市長あて）

アの障害基礎年金の給付を裁定された者の一覧表である。

ウ 国民年金障害基礎年金の非該当について（豊橋市長あて）

法第16条の規定により国民年金障害基礎年金を裁定請求したが、法第30条第2項に規定する障害等級に該当しないため非該当となったことについて豊橋市長あての通知文である。

エ 国民年金障害基礎年金の非該当について（受給権者あて）

ウと同じ内容の受給権者あて通知文である（非該当理由が明記されている）。

オ 国民年金障害基礎年金額改定不該当について（豊橋市長あて）

法第34条第2項の規定により国民年金障害基礎年金の額改定請求をしたが、障害等級に変更がなく不該当となったことについて豊橋市長あての通知文である。

カ 障害基礎年金額改定請求の不該当について（受給権者あて）

オと同じ内容の受給権者あて通知文である（不該当理由が明記されている）。

キ 特別障害給付金の認定について（豊橋市長あて）

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定による特別障害給付金の認定請求に係る認定結果について豊橋市長あての通知文である（特別障害給付金とは国民年金に任意加入していないため、障害基礎年金を受給できない障害者への福祉的措置としての給付金のことである）。

ク 特別障害給付金認定結果一覧表（豊橋市長あて）

キについての認定結果一覧表である。

ケ 国民年金障害基礎年金裁定請求書の取消しについて（豊橋市長あて）

法第16条の規定により国民年金障害基礎年金裁定を請求したが法第30条の支給要件に該当しないため請求の取消しと請求書類を返戻することについて豊橋市長あての通知文である（障害認定日未経過）。

コ 国民年金障害基礎年金裁定請求の取消しについて（受給権者あて）

ケと同じ内容の受給権者あて通知文である（取消し理由が明記されている）。

サ 国民年金障害基礎年金の不支給決定の取消しについて（豊橋市長あて）

法第16条の規定により国民年金障害基礎年金裁定を請求し、いったんは国民年金障害基礎年金の不支給決定を受けたものの、後日支給要件に該当することが決定され不支給決定が取消しになったことについて豊橋市長あての

通知文である。

シ 国民年金障害基礎年金不支給決定取消通知（受給権者あて）

サと同じ内容の受給権者あて通知文である（不支給決定の取消しの理由が明記されている）。

ス 障害基礎年金等の現況届に係る診断書認定結果について（豊橋市長あて）

国民年金法施行規則第36条の4の規定により障害の程度の審査が必要であるため、障害の現状に関する診断書を提出した者の認定結果について豊橋市長あての通知文である（これにより支給が停止したり、等級が変更する場合がある）。

セ 障害基礎年金診断書の認定結果について（受給権者あて）

スと同じ内容の受給権者あて通知文である（障害等級変更の内容が明記されている）。

(2) 非公開とした部分及び理由

次に掲げる部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号に該当し、非公開とした。

なお、原処分においては、個人情報であることを非公開理由としながら、条例第10条第2項を根拠条文としたが、正しくは条例第6条第1項第1号であるため、当初の根拠条文を変更する。

イについて

国民年金裁定者一覧表（豊橋市長あて）のうち進達番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所の部分

ウについて

国民年金障害基礎年金の非該当について（豊橋市長あて）のうち受付番号、基礎年金番号、氏名の部分

エについて

国民年金障害基礎年金の非該当について（受給権者あて）の全部

オについて

国民年金障害基礎年金額改定不該当について（豊橋市長あて）のうち受付番号、基礎年金番号、氏名の部分

カについて

障害基礎年金額改定請求の不該当について（受給権者あて）の全部

キについて

特別障害給付金の認定について（豊橋市長あて）のうち氏名の部分

クについて

特別障害給付金認定結果一覧表（豊橋市長あて）のうち受給資格者番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、受付年月日、住所の部分

ケについて

国民年金障害基礎年金裁定請求書の取消しについて（豊橋市長あて）のうち受付番号、基礎年金番号、氏名の部分

コについて

国民年金障害基礎年金裁定請求の取消しについて（受給権者あて）の全部

サについて

国民年金障害基礎年金の不支給決定の取消しについて（豊橋市長あて）のうち基礎年金番号、氏名、受付日、受付番号の部分

シについて

国民年金障害基礎年金不支給決定取消通知（受給権者あて）の全部

スについて

障害基礎年金等の現況届に係る診断書認定結果について（豊橋市長あて）のうち基礎年金番号、氏名の部分

セについて

障害基礎年金診断書の認定結果について（受給権者あて）の全部

3 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成20年4月8日付けで行った公開請求に対して市長が同月16日付けで一部公開とした処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

条例第10条第2項に該当しない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこととする公文書の範囲及び実施機関が公文書の公開をしないこととする権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件公文書について

条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできない

が、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則
非公開とし、同号ただし書において例外的に公開する情報を規定している。

以下、本件公文書の非公開部分が条例第6条第1項第1号の規定に該当するか
検討する。

文 書	対象部分	審査会 の判断	理 由
イ 国民年金裁定者一覧表 (豊橋市長あて)	進達番号、基礎年金番号	非公開	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため、条例第6条第1項第1号に該当する。(※1)
	氏名、生年月日、住所		個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第6条第1項第1号に該当する。(※2)
ウ 国民年金障害基礎年金の非該当について (豊橋市長あて)	受付番号、基礎年金番号	非公開	条例第6条第1項第1号に該当する。(※1と同趣旨)
	氏名		条例第6条第1項第1号に該当する。(※2と同趣旨)
エ 国民年金障害基礎年金の非該当について (受給権者あて)	発番号、進達番号	非公開	条例第6条第1項第1号に該当する。(※1と同趣旨)
	氏名		条例第6条第1項第1号に該当する。(※2と同趣旨)
	理由(受給権者の病状が記載されている部分)		特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1項第1号に該当する。(※3)
	上記の記載を除く全て	公開	病名や障害名が記載されていても、広く知られている定型的な表現をしている部分であり、特定の個人が識別されることは認められず、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないため条例第6条第1項第1号に該当しない。 (※4)
オ 国民年金障害基礎年金額改定不該当について (豊橋市長あて)	受付番号、基礎年金番号	非公開	条例第6条第1項第1号に該当する。(※1と同趣旨)
	氏名		条例第6条第1項第1号に該当する。(※2と同趣旨)

文 書	対象部分	審査会 の判断	理 由
カ 障害基礎年 金額改定請求の 不該当について (受給権者あて)	発番号、基礎年金番号、 進達番号	非公開	条例第6条第1項第1号に該 当する。(※1と同趣旨)
	氏名		条例第6条第1項第1号に該 当する。(※2と同趣旨)
	理由(受給権者の病状が 記載されている部分)		条例第6条第1項第1号に該 当する。(※3と同趣旨)
	上記の記載を除く全て	公開	条例第6条第1項第1号に該 当しない。(※4と同趣旨)
キ 特別障害給 付金の認定につ いて (豊橋市長あて)	氏名	非公開	条例第6条第1項第1号に該 当する。(※2と同趣旨)
ク 特別障害給 付金認定結果一 覧表 (豊橋市長あて)	受給資格者番号、基礎年 金番号、受付年月日	非公開	条例第6条第1項第1号に該 当する。(※1と同趣旨)
	氏名、生年月日、住所		条例第6条第1項第1号に該 当する。(※2と同趣旨)
ケ 国民年金障 害基礎年金裁定 請求書の取消し について (豊橋市長あて)	受付番号、基礎年金番号	非公開	条例第6条第1項第1号に該 当する。(※1と同趣旨)
	氏名		条例第6条第1項第1号に該 当する。(※2と同趣旨)
コ 国民年金障 害基礎年金裁定 請求の取消しに ついて (受給権者あて)	氏名	非公開	条例第6条第1項第1号に該 当する。(※2と同趣旨)
	理由(受給権者の診療経 過が記載されている部 分)		条例第6条第1項第1号に該 当する。(※3と同趣旨)
	上記の記載を除く全て	公開	条例第6条第1項第1号に該 当しない。(※4と同趣旨)
サ 国民年金障 害基礎年金の不 支給決定の取消 しについて (豊橋市長あて)	基礎年金番号、受付日、 受付番号	非公開	条例第6条第1項第1号に該 当する。(※1と同趣旨)
	氏名		条例第6条第1項第1号に該 当する。(※2と同趣旨)
シ 国民年金障 害基礎年金不支 給決定取消通知 (受給権者あて)	発番号	非公開	条例第6条第1項第1号に該 当する。(※1と同趣旨)
	氏名		条例第6条第1項第1号に該 当する。(※2と同趣旨)
	上記の記載を除く全て	公開	条例第6条第1項第1号に該 当しない。(※4と同趣旨)
ス 障害基礎年 金等の現況届に 係る診断書認定 結果について (豊橋市長あて)	基礎年金番号	非公開	条例第6条第1項第1号に該 当する。(※1と同趣旨)
	氏名		条例第6条第1項第1号に該 当する。(※2と同趣旨)

文 書	対象部分	審査会 の判断	理 由
セ 障害基礎年 金診断書の認定 結果について (受給権者あて)	基礎年金番号	非公開	条例第6条第1項第1号に該 当する。(※1と同趣旨)
	氏名		条例第6条第1項第1号に該 当する。(※2と同趣旨)
	上記の記載を除く全て	公開	条例第6条第1項第1号に該 当しない。(※4と同趣旨)

(3) まとめ

以上により、本件公文書について非公開とした部分のうち、別表に掲げる「非公開が妥当である部分」を除いた残りの部分については、条例第6条第1項第1号に該当せず、また他の非公開事由も存在しないことから、公開すべきである。

なお、実施機関においては、病名や障害名の記載されている公文書の取扱いについては、当該疾病や障害が非常に希少な事例であったり、通知した件数が非常に少ない日付である場合は、病名、障害名及び日付などを公にすることにより、特定の個人を識別することができるおそれがあるため、この答申により「非公開が妥当である部分」に記載がない部分であっても、個人の権利利益を害することのないよう慎重に対応する必要がある。

別表

文 書	非公開が妥当である部分
イ 国民年金裁定者一覧表 (豊橋市長あて)	進達番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所
ウ 国民年金障害基礎年金の非該当について (豊橋市長あて)	受付番号、基礎年金番号、氏名
エ 国民年金障害基礎年金の非該当について (受給権者あて)	発番号、氏名、理由(受給権者の病状が記載されている部分)、進達番号
オ 国民年金障害基礎年金額改定不該当について (豊橋市長あて)	受付番号、基礎年金番号、氏名
カ 障害基礎年金額改定請求の不該当について (受給権者あて)	発番号、氏名、基礎年金番号、理由(受給権者の病状が記載されている部分)、進達番号
キ 特別障害給付金の認定について (豊橋市長あて)	氏名
ク 特別障害給付金認定結果一覧表 (豊橋市長あて)	受給資格者番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、受付年月日、住所
ケ 国民年金障害基礎年金裁定請求書の取消しについて (豊橋市長あて)	受付番号、基礎年金番号、氏名
コ 国民年金障害基礎年金裁定請求の取消しについて (受給権者あて)	氏名、理由(受給権者の診療経過が記載されている部分)
サ 国民年金障害基礎年金の不支給決定の取消しについて (豊橋市長あて)	基礎年金番号、氏名、受付日、受付番号
シ 国民年金障害基礎年金不支給決定取消通知 (受給権者あて)	発番号、氏名
ス 障害基礎年金等の現況届に係る診断書認定結果について (豊橋市長あて)	基礎年金番号、氏名
セ 障害基礎年金診断書の認定結果について (受給権者あて)	氏名、基礎年金番号

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
20. 5. 9	○実施機関から諮問書（第49号）を受理
20. 6. 2	○実施機関から非公開理由説明書を受理
20. 6. 25	○実施機関から意見を聴取 ○審査
20. 7. 10	○実施機関から非公開部分変更資料を受理
20. 8. 6 (第45回審査会)	○審査
20. 9. 11	○答申内容の決定

氏 名	所 属 団 体 等
杉 浦 市 郎	愛知大学
河 邊 伸 泰	弁護士
庄 村 勇 人	愛知学泉大学
寺 部 光 敏	弁護士
三 好 哲 也	豊橋創造大学
渡 辺 斉	名古屋学院大学